(趣旨)

- 第1条 寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、寝屋川市補助金等交付規則(平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。(交付の目的)
- 第2条 この要綱は、経営・技術改善を通じて経営基盤、技術競争力等の強化を 目指す市内中小企業者や企業グループ等に対し、予算の範囲内において、補助 金を交付することにより、市内事業者の成長・発展を図り、もって寝屋川市に おける中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
  - (1) 市内中小企業者 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項 に規定する中小企業者であって、寝屋川市の区域内に事業所を有するものを いう。
  - (2) 市内事業者 寝屋川市の区域内に事業所を有するものをいう。
  - (3) 企業グループ等 市内事業者のみからなる研究会、グループ等のうち、その構成員が 10 以上かつ、構成員たる市内事業者の2分の1が中小企業者であること。
  - (4) 中小企業経営・技術支援事業 以下の定める事業の総称のことをいう。
    - ア 展示会等への製品出展事業 製品、技術又は新たに製作する展示物若し くは配布資料を展示会又は見本市 (オンライン展示会を含む。)に出展する 事業
    - イ 国等補助金の申請サポート事業 国又は大阪府が実施する市内中小企 業者を対象とした設備投資に対する補助額が100万円以上である補助事業 への申請において、外部の専門機関等へ依頼して実施される事業
    - ウ 産学・企業間の交流促進事業 企業グループ等が寝屋川市の区域内に存 する大学その他の教育機関との協働による寝屋川市における工業の振興

に寄与すると認められる産学連携事業又は事業効率化の研究、新技術の導 入等を目的とした先進地及び先進施設の視察

(補助事業の内容等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助の対象となる割合(以下「補助率」という。)及び補助金の交付の限度となる額(以下「補助限度額」という。)は、展示会等への製品出展事業にあっては別表第1、国等補助金の申請サポート事業にあっては別表第2、産学・企業間の交流促進事業にあっては別表第3のとおりとする。

(補助対象者)

- 第5条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 市内中小企業者又は企業グループ等である者
  - (2) 市税を滞納していないこと。
  - (3) 寝屋川市暴力団排除条例(平成25年寝屋川市条例第20号)第2条第2号 に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定す る暴力団密接関係者でないこと。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者に対しては、補助対象事業の 実施前に、寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金申請書に、展示会等への製 品出展事業にあっては別表第1、国等補助金の申請サポート事業にあっては別 表第2、産学・企業間の交流促進事業にあっては別表第3に掲げる書類を添付 して提出するよう求めるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第11条に規定する実績報告に際しては、補助対象者に対し、展示会等への製品出展事業にあっては別表第1、国等補助金の申請サポート事業にあっては別表第2、産学・企業間の交流促進事業にあっては別表第3に掲げる書類を添付して提出するよう求めるものとする。

(書類の整備等)

- 第8条 補助金の交付を受けた補助対象者に対しては、補助対象事業に係る収入 及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等について の証拠書類を整備し保管しておくよう求めるものとする。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該補助対象事業を完了 し、又は廃止した年度の翌年度の初日から起算して5年間とする。

(交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、寝屋川市中 小企業経営・技術支援補助金交付決定取消通知書により交付決定を取り消すこ とができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。
  - (3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、補助金が交付された後に前条各号のいずれかに該当する事由があることが判明したときは、必要に応じて調査を行った上で、寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金返還命令書により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(標準処理期間)

- 第11条 規則第6条第1項に規定する補助金の額の決定に係る標準処理期間は、 20日とする。
- 2 規則第 13 条第 1 項に規定する補助金の額の確定に係る標準処理期間は、20 日とする。

(補助金の支出方法)

第12条 補助金は、確定払いとする。ただし、規則第14条ただし書きの規定により補助対象事業の円滑な遂行のため、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により支払うことができるものとする。この場合において、補助対象者は、規則第13条第1項に規定する補助金の額の確定の通知があったときは、速やかに交付された補助金について精算するものとする。

(委任等)

第 13 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事

項は、この要綱を担当する部長が定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金交付要綱の 規定は、この要綱の施行の日以後における申請に係る補助金について適用し、 同日前における申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金交付要綱の 規定は、この要綱の施行の日以後における申請に係る補助金について適用し、 同日前における申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金交付要綱の 規定は、この要綱の施行の日以後における申請に係る補助金について適用し、 同日前における申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金交付要綱の 規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前 の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金交付要綱の 規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前 の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市中小企業経営・技術支援補助金交付要綱の 規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前 の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

### 別表第1(第4条、第6条、第7条関係)

1	補助対象事業	展示会等への製品出展事業
2	補助対象経費	製品、技術又は新たに製作する展示物若しくは配布資料
		を展示会又は見本市(オンライン展示会を含む。)に出展
		するために必要となる出展料(消費税及び地方消費税の
		額を除く。)
3	補助率	補助対象経費の2分の1とする。
		ただし、寝屋川市ユニーク経営表彰要綱(令和6年6月
		4日制定)第2条第1号に定める寝屋川市ユニーク経営
		賞市長賞を受賞した市内中小企業者(以下「ユニーク経
		営賞市長賞受賞中小企業者」という。)については、当該
		賞を受賞した日(以下「ユニーク経営賞受賞日」という。)

	から2年を経過した日の属する年度の末日までの間は、
	3分の2とする。
4 補助限度額	市内中小企業者につき、1年度当たり20万円を限度と
	する。
	ただし、ユニーク経営賞市長賞受賞中小企業者について
	は、ユニーク経営賞受賞日の属する年度からその翌々年
	度までの間は、1年度当たり40万円を限度とする。
5 補助金の	交付 (1) 事業計画書
申請	(2) 第5条に定める補助対象者であることの誓約書
	(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
6 実績報告	(1) 事業完了報告書
	(2) 事業経費報告書
	(3) 展示会又は見本市への出展に要した費用の領収書
	の写し
	(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書
	類

# 備考

補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

# 別表第2(第4条、第6条、第7条関係)

1	補助対象事業	国等補助金の申請サポート事業
2	補助対象経費	国又は大阪府が実施する市内中小企業者を対象とした
		設備投資に対する補助額が 100 万円以上である補助事
		業への申請において、外部の専門機関等へ依頼する際に
		必要となる委託料又は報償費の必要と認められる経費
		(消費税及び地方消費税の額を除く。)
3	補助率	補助対象経費の2分の1とする。
		ただし、ユニーク経営賞市長賞受賞中小企業者について
		は、ユニーク経営賞受賞日から2年を経過した日の属す

	フケウナロナマの明い、のハののしよう
	る年度の末日までの間は、3分の2とする。
4 補助限度額	市内中小企業者につき、次に掲げる額の和とし、1年度
	当たり30万円を限度とする。
	ただし、ユニーク経営賞市長賞受賞中小企業者について
	は、ユニーク経営賞受賞日の属する年度からその翌々年
	度までの間は、1年度当たり50万円を限度とする。
	(1) 補助対象経費のうち、申請時に外部の専門機関等に
	支払う費用 1年度当たり10万円を限度とする。
	(2) 補助対象経費のうち、成功報酬として、法人又は個
	人に支払う費用 1年度当たり 30 万円を限度とす
	る。ただし、ユニーク経営賞受賞中小企業者について
	は、ユニーク経営賞受賞日の属する年度からその翌々
	年度までの間は、1年度当たり50万円を限度とする。
5 補助金の交付	(1) 事業計画書
申請	(2) 第5条に定める補助対象者であることの誓約書
	(3) 申請する国又は大阪府の補助金募集要項
	(4) 申請サポートの依頼先の見積書
	(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書
6 実績報告	(1) 事業完了報告書
	(2) 申請した国又は大阪府の補助金申請書の写し
	(3) 申請した補助金の採択状況が分かる書類
	(4) 補助対象経費に係る領収書の写し
	(5) その他の補助対象事業の実施を証する書類(契約書
	等)
	(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書
	Market Market Market Market
L	

# 備考

補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3(第4条、第6条、第7条関係)

1	補助対象事業	産学・企業間の交流促進事業
2	補助対象経費	謝礼金、企画・デザイン料、ちらしの作成に係る費用、
		リース料、会場費、事業に係る出演料、事業に係る保険
		料その他事業の実施に必要と認められる経費(消費税及
		び地方消費税の額を除く。)
3	補助率	補助対象経費の2分の1
4	補助限度額	企業グループ等につき、1年度当たり20万円を限度と
		する。
5	補助金の交付	(1) 事業計画書
F	申請	(2) 第5条に定める補助対象者であることの誓約書
		(3) 補助対象事業への参加予定企業等のリスト
		(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書
		類
6	実績報告	(1) 事業完了報告書
		(2) 事業経費報告書
		(3) 補助対象事業への参加企業等のリスト
		(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書
		類

# 備考

補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。